

ジョン・アダムズ思想と行動

石川敬史『アメリカ連邦政府の思想的基礎 ジョン・アダムズの中央政府論』（溪水社、2008）を読む

小田川大典（岡山大学社会文化科学研究科（法学系）教員、政治思想史）
daisuke.odagawa@gmail.com

〇はじめに

政治思想史にかぎらず、思想史研究においては、一般に、自分の狭い庭を深く掘るということが最優先の課題であり、ともすればその知のありようは「タコツボ」（丸山眞男）や「島宇宙」（宮台真司）といった言葉で表される細分化とコミュニケーションの欠落を伴う。だが、にも関わらず思想史研究者の間に有意なコミュニケーションが成り立っているのは、多くの思想史研究者が、思想と歴史についての幅広い好奇心のみならず、思想をとりまく様々な生活のありようについての幾つかの問い——たとえば「ひとはどんなときに自分が不自由であるのか、貧しいとか、不幸だと感じ、それについてどんな応答を試みるのか」といった——を共有しているからであり、更にいえば、政治学、経済学、社会学、哲学、美学といったそれぞれの研究領域に特有の問題や語彙を共有しているからであるように思う。そして、自分の知らない時代の、自分の知らない思想家についての研究に対する単なる主観的な好奇の感情が、研究において有意な思索に結びつくとするば、おそらくそれは、専ら、主観性の及ばないところで共有されている問題や語彙を媒介とした他の研究者との理性的な討議を経ることによってであり、またそうした討議は当該分野の研究に何らかの貢献をもたらすのではないかと。たとえば「制度」という客観的に——つまり主観性の及ばないところで——共有されている問題は、おそらく研究者個人個人の、ともすれば「島宇宙」化しかねない日々の営為を、何らかの有意な議論へと結びつけてくれるのではないかとわたしは思う。以下の感想文が、問題と語彙の共有を通じて、何らかの有意な議論に結びつくことを祈る次第である。

〇全体の概要

本書は、アメリカ独立革命期の重要な指導者にして第二代大統領もつとめたジョン・アダムズ（1735-1826）の思想と行動を、混合政体論を軸とした中央政府論と連邦制の確立という観点から捉え直した作品であり、各州（独立以前は「邦」と訳されるが、どちらも原語は *state*）の独立を前提とした中央政府の樹立という連邦制の政治思想を、政治家としてその成立に直接的に関わったアダムズの書簡・著作・実践に探っている。

あらかじめ端的な要約を示しておくならば、アダムズの思想の核心は、独立した強い行政権力とエリートとしての「自然的貴族」のリーダーシップを、ある種の「混合政体論」によって制度化することにあつた。そして、その制度論の輪郭は、州の独立を強調する（「州権論」）「リパブリカン」と、連邦政府による統合を強調する「フェデラリスト」という当時の文脈において最も重要であつた対立軸の中で鮮明になり、更にいえばアダムズの思想家としての素顔もまた、イギリス流の均衡政体を嫌い「単一民主政」に固執するフランクリンやフランスの「アメリカニスト」たちと深い関係にあつた「リパブリカン」トマス・ジェファソン（石川によれば「沈黙」のひとつであつた）と、強大な連邦政府による中央集権を唱える親英派のアレグザンダー・ハミルトン（同じ「フェデラリスト」のアダムズの失脚を企んだ怪文書と裏工作のひとつであつた）という二人の人物との関わり合いの中で頭わになるというのが大まかな話の流れである。

全体の構成としては、研究史を丁寧かつ明快に整理し、問題を整理した「はじめに」、アダムズ政府論の觀念史的源泉を「ニュートン主義」に求めた第一章（「18世紀における政府理論の胎動」）に続き、第二～四章では「抵抗」→「革命」→「建国」と展開するアダムズの「政府論」の軌跡が辿られている。アダムズの主要な著作についての解説はほぼ以上で尽きているが、石川によれば、アダムズ中央政府論の歴史的意義を解明するには、彼の著作についての思想史的読解だけでは不十分であり、アダムズ政治家としての行動を政治外交史の観点から検討する必要がある。そこで第五・六章では、外国の内政干渉によって内戦に発展しかねなかつた親仏・州権論派（ジェファソン派リパブリカンズ）と親英・反州権論派（ハミルトン派フェデラリスト）の対立という建国後の文脈における第二代大統領としてのアダムズの思想と行動を検討することが試みられている。最後の「おわりに」

は、本書全体の要約と建国期のアメリカ政治外交思想史（？）研究の今後の方向性についての問題提起である。以下、各章の概要を述べ、最後にコメントを試みる。

○各章の概要

はじめに——問題の所在——

ジョン・アダムズがアメリカ建国史において必ずしも重視されてこなかった理由は二つある。第一に、アダムズには、本国への抵抗を正当化する「離脱の論理」のみで、ポジティブな「建国の論理」がなかったというのが通説であった。より詳しく言えば、「離脱の論理」において旧時代の混合政体論に固執したために、革命後のアメリカの現状を正しく捉えることができなかつたという見方が有力だったのである（ゴードン・ウッド説）。第二に、第二代大統領としてアダムズは「無能」「頑固」「独断」と見なされることが多かつた。実際、例えばアダムズは「宣戦布告なき戦争状態」期の対仏交渉における独断によって、自らの政権を支えていたハミルトン派フェデラリスツ（親英派）を分裂させ、崩壊寸前だったジェファソン派リパブリカン（親仏派）を蘇らせ、結果的に大統領選で敗北した。

だが、こうした二つの見方は、アダムズの長期にわたる思想と行動を丁寧に辿る作業を怠ったが故の偏見によるものである。そこで本書では、抵抗・革命・建国期のアダムズの思想（第一～四章）と第二代大統領としてのアダムズの行動（第五・六章）の検討を通じて、アダムズの連邦制構想の歴史的意義を明らかにすることを試みる。

第一章 18世紀における政府理論の胎動

しばしば「カルヴァン主義者」と見なされるが、アダムズは、その思想形成において、ユニテリアニズムやアルミニウス主義の影響の下で、カルヴァン主義特有の悲観的な政治的消極主義を脱却し、ロック的な人間本性論と政治についての歴史的な知識をもとに世俗的な統治の問題に積極的に取り組む用意が十分にできていた。

第二章 イギリス帝国論からみたジョン・アダムズ抵抗の論理

英仏七年戦争（1755-63）以後におけるイギリス議会のアメリカ植民地への干渉（特に課税）に対する、アメリカ植民地側の「抵抗の論理」を、アダムズは『ノヴァングラス』（1775）において〈イギリス本国と諸植民地は、同君連合としてのイギリス帝国の構成員として対等の関係にあり、混合政体の伝統を共有している〉という国制理論として展開した。それによれば、第一に、歴史的事実と慣習に従えば、イギリス議会の権威は北アメリカ植民地の内政には及ばない（但し、北アメリカ植民地側の「同意」によって、海外貿易についてのみイギリス本国議会の規則に従っているという事実はある）。つまり、イギリス議会の側にのみ主権があるのではなく、イギリス本国と北アメリカ植民地が、それぞれに「並行的主権」を保持しているのである。第二にアメリカ植民地は発見・購入・移住によって成立した存在であるから、イギリス本国が封建法的な征服権の論理で北アメリカにイギリス議会への忠誠義務を負わせることはできない。北アメリカ植民地人は、その移住を許可し特許状を与えた国王とのみ関係をもつのであり、ここにおいてイギリス議会はまったくの部外者である。第三に、英国国制を変質させてしまった責任は、「イギリス人の自由」の基礎となる「同意」の原則を踏みつけ、代表なしに北アメリカ植民地に課税したイギリス議会にある（53-54→61頁）²。

1 ざっくり書いてしまったが、アダムズのカルヴァン主義からの脱却という問題については、「教会法と封建法について」の石川が本書で行なっている丁寧な読解を踏まえなければならないということを、研究会当日の質疑応答の際に指摘された。後日談ではあるが、付言しておきたい。

2 第四の論点「1688年革命の合意は、アメリカにも適用できるのか」について、詳しくは「次章」とあったが、正直なところ、「次章」のどの辺りがそれに相当するのか、確信を持つことができなかつた。憶測になるが、この論点についての説明については次のような理解でいいのだろうか。——1688年革命とは議会における「リーガル」な取り決めを規制する上位規範としての「コンスティテューショナル」なもののイギリス本国での再構築であつて、植民地においてコンスティテューショナルな規範とみなされていた「特許状」の有効性を直接的に揺るがすものではなかつた。もしもそれが揺らいだとすれば、植民地においても、コンスティテューショナルな規範を再

第三章 ジョン・アダムズの革命の論理

イギリスのウィッグが名誉革命期に、英国国制に含まれる〈恣意的な政府からの自由〉という「原初的な原則」を根拠に、国王の恣意的な権力に抗したのと同じく、アメリカのウィッグは、英国国制の「原初的な原則」を根拠に、イギリス議会の恣意的な権力に抵抗した。アダムズもまちがいがなく「王、貴族、平民という三身分のもとでの、真正の、古き良きゴシック政体の真実にどこまでも忠実」な「コモンウェルス・マン」の一人であったが、彼は英国国制の中に普遍的な根本法を見出し、それを急進的に解釈することによって、国王が追い出された場合に根本法を定める「コンヴェンション」（憲法制定会議）を構想し、大陸会議で表明（1775年05月15日?）、更には各邦においてコンヴェンションを実施するための手引き『政府論』（1776）を発表した。

第四章 ジョン・アダムズの建国の論理

独立後にアダムズが発表した『アメリカ諸邦憲法擁護論』（1787）は、古代と近代の様々な国制理論の歴史を検討したもので、その眼目は、ベンジャミン・フランクリンやフランスの知識人たち（テュルゴーやコンドルセ）の「一院制民主政府」というユートピア的な空論の危険性を暴き出し、アダムズが練り上げてきた混合政体論の有効性を唱えることにあった。古代においても近代においても、よほど例外的な地理的条件や歴史的条件がないかぎり、一院制民主政府は存在し得なかったものであり、人間本性の構成原理（特に情念の働き）を踏まえるならば、専ら国制における行政権力・上院・下院の適切な抑制均衡によってのみ、商業の精神と私有財産制を基底とした民主政体の維持は可能だとアダムズは主張する（アダムズが商業の精神と財産権の保護という世俗的な価値を重視した背景には、抽象的熱狂主義に対する批判があったと石川は考える。アダムズがこの二つを擁護した根拠と、その保守主義としての側面について、時間に余裕があれば質問）。

ウッドらに、機能論的な権力分立論とは異なり、アメリカの当時の現状にはあまりにも似つかわしくない旧弊な身分的権力分立論と批判されたアダムズの混合政体論であるが、石川によれば、混合政体論という理論構成の下で並行的主権や独立した強い行政権力（特に対外的主権）の制度化について論じたことが、結果的には、連邦制と主権という当時のアメリカが直面していた問題への対応を可能にした。

第五章 米仏同盟解消交渉と大統領権力の確立

第二代大統領となったアダムズが直面した政策課題は、英仏戦争という国際的文脈の中でフランスとの「戦線布告なき戦争状態」の原因となってしまった米仏同盟（1778）を融和的に解消するという外交課題と、外国の内政干渉によって内戦に発展しかねない親仏・州権論派（ジェファソン派リパブリカンズ）と親英・反州権論派（ハミルトン派フェデラリスツ）の対立という内政問題を、一体的に解決することであった。アダムズは、ハミルトン派フェデラリスツの親英路線を抑えつつ、自前の海軍力の増強によってフランスとの交渉を有利にし、1799年にフランスに特使を派遣して、1800年に和平交渉を成功させる（「モルタフォテン条約」）。だが、その結果、自らの政権の基盤であるフェデラリスツは分裂し、1800年の大統領選挙では、一時は壊滅の危機にすらあったジェファソン派リパブリカンに負けてしまう。ワシントンから引き継いだ政策課題（対外的な中立と国内における融和）の達成は、独立した行政権力の行使という偉大な先例を確立しつつも、政治家アダムズには敗北をもたらしたのである。

第六章 アメリカン・ダイアローグ

1800年の大統領選で争ったアダムズとジェファソンの対立は、ジェファソンが駐仏公使としてパリに滞在していた時期に遡る。ジェファソンは、アメリカの国制の非英国性を強調するアメリカニスト（コンドルセ等、フラ

創造すべく「憲法制定権力」たる「コンヴェンション」を形成しなければならない。言い換えれば、イギリス本国での1688年革命の合意は、アメリカには適用されるものではなく、植民地側が敢えてそれに応答するとすれば、植民地独自のコンヴェンションによってコンスティテューショナルなものを再構築する以外にはないのであり、こうした英国国制の「根本法」（fundamental law）の急進的な解釈こそが、アダムズの革命の論理を構成することになる。

ンクリンの影響下で単一民主政を目指したグループ)に近い立場におり、英国国制の根本法を重視するアダムズとは微妙な関係にあった。(但し、両者の対立の核心は、後の往復書簡でアダムズの多弁とジェファソンの沈黙がかみ合っていないように、不明瞭なままであった。)

しかしながら、アダムズがその政権運営においてハミルトン派フェデラリスツを排除し、アダムズのモデレイト・フェデラリスツとジェファソン派リパブリカンズが1800年の大統領選を戦ったことは、中央政府に対する国民的コンセンサスを前提とした上で——つまり根本的な分裂を回避した上で——連邦政府における主導権を二つの政党が争うという(つまり流血なしで政権交代が可能になるという)、それまでの世界の政治史においてはほとんど「革命的」といってよい事態をもたらすことになった。アメリカにおける連邦政府の確立という課題を、政治家アダムズは、まさにその敗北を通じて、見事に成し遂げたのである。

おわりに

以上のようなアダムズの中央政府論の形成と政治家としての業績についての解釈は、アメリカ政治研究についていくつかの新しい知見と問題を提示することになる。

第一に、共和主義と「アメリカの保守主義」との関係について。アダムズにおいて〈専制的権力を受けいれず、地方的な自立性を維持する〉という共和主義的発想は〈あくまでも各州の自立性を前提とし、それを可能にする中央政府を樹立する〉構想へと発展し〈各州の自立／専らレッセフェール≒プロパティ保護を重視／対外主権の優先≒海上権力論〉という「アメリカの保守主義」特有の発想と結びつくことになった。また、外国文化の「ウイルス」の悪影響に対する恐怖感から〈各州の共和主義的自立〉を可能にする理想空間の拡大、すなわち隣接地域の「アメリカ化」を追求する拡張路線とも結びつくことになった。

第二に、たとえばハーツはアメリカ政治における「ロック主義」コンセンサス——封建制の伝統をもたないアメリカははじめからロック主義を唯一の政治的伝統としていた——を強調するが、少なくとも建国期のアメリカには様々な可能性があった(たとえばハミルトン派フェデラリスツが影響力を持つ可能性もあった)。そして、現在の二大政党制を支えている国家体制におけるコンセンサスは、建国期における政党政治のダイナミズム(モデレイト・フェデラリスツとジェファソニアンが政権を争ったということ)の結果にはかならない。(言い換えるならば「ロック主義」コンセンサスは、従属変数となることはあるだろうが、独立変数とはなりえないのである。)

第三に、モンロー・ドクトリン(欧米両大陸の相互不干渉)について、それがアメリカという新興国の国際政治上の経験不足によるものとみなす見方があるが、モンロー・ドクトリンに関わったメンバーは英仏戦争期にヨーロッパに滞在し、米仏同盟解消交渉に関わったひとりで、じつはモンロー・ドクトリンは、特にアダムズ政権期のアメリカ独自の外交経験から導き出されたものであり、アメリカ外交政策、とくに単独主義外交の歴史的沿革の起源は、アダムズ政権下での外交にあるのではない。

第四に、ウッドらが古いとみなしたアダムズの混合政体論であるが、たとえば『ノヴァングラス』は、「植民地」アメリカが、イギリス「帝国」という統治領域から、「国民」「国家」として独立する根拠とプロセスを論じた作品であり、「帝国」や「国民国家」についての普遍的な理論研究の先駆として再評価されてもいいのではない。

○コメントと質問

①全体の感想：実際に制度の形成と確立に政治家としてコミットした思想家を扱うことは非常に難しいが(政治家においては、一般に、書いた著作の内容と実際の行動の間に無視しがたいギャップが見られることが多く、そのことは著作についての首尾一貫した読解を困難にし、その研究には「これはたんなる表面的なレトリックではないのか」という疑念が払拭されないというストレスが不可避に伴う)、実際の運用上の慣行も含めたアメリカ連邦制の成立の思想史的背景を、アダムズの日記、書簡、著作、言語化されていない行動や人間関係の検討を通じて、非常に丁寧に再構成した労作であると感じた。また、帝国論(並行的主権)・混合政体論・独立した行政権力の制度化などを構成要素とするアダムズの議論の連邦政府論が、ジェファソンの州権論とハミルトンの主権国家論(?)のほぼ中間に位置づけられており、明快な整理であると思う。「おわりに」の問題提起も非常に興味深い。付随的なことになるが、第五・六章の歴史物語としての面白さは尋常ではない。

②アダムズの混合政体論の文脈と制度論的な意義：身分制的な名残を残したアダムズの混合政体論の評価について

て。アダムズは、立法・行政・司法という機能的な三権分立ではなく、行政権力、上院、下院という身分制的な名残のある混合政体（しかもアメリカの場合は文字通りの「自然的貴族」を調達しなければ成り立たない）の重要性を唱えることで、実際には、各州および連邦全体のレベルにおいて、どのような層の間の抑制均衡を念頭においていたのか（有産階級勢力と無産階級勢力との行政権力を媒介とした均衡？）。また、この混合政体論は、現代においても何らかの有意性を持つのか。持つとすれば、現代において混合政体の中で抑制均衡されるべき対立とはなにか（無産者と有産者、大衆とエリート、市民社会と国家……？）。

③アダムズ連邦政府論における連邦と州の関係（対内主権）：②の階層間抑制均衡の問題と密接に関連するが、対内主権の問題というか、連邦政府と州政府の関係について、アダムズはどう考えていたのか。確か（曖昧な記憶で申し訳ないが）マディソンの連邦制構想であれば、各州における無産者の票を背景とした立法部（議会）の暴走を連邦レベルで統制することを念頭においていたので、連邦議会が各州の議会に対して「拒否権 veto」を持つかどうかということがかなり重要な問題であったように思う（確か最終的にマディソンは諦めざるをえなかったのだが……）。軍備のレベルでハミルトンが（イギリス海軍への期待もあって）対内的な治安維持のための陸軍増強を主張したのに対し、アダムズが海軍増強を行なったということは何度も触れられていたが、国制のレベルにおける連邦政府の州政府に対する内部統制についてアダムズはどういうことを考えていたのか（あるいはあまり考えていなかったのか）。

④無産者問題 ("a majority without property")：(②③と関連するが) 階級対立あるいは階層対立の問題。たとえばマディソンなどを読んでいると（James Madison, Note to His Speech on the Right of Suffrage, 1821）無産者と有産者の対立や、無産者を混合政体の中にどのように包摂するかという問題は建国期においてかなり深刻な問題であり、ヨーロッパにおいても、たとえばジョン・ステュアート・ミルが「階級立法」の危機への対応に悩んだように、この問題は広く共有されていたように思う。無産者問題について（私有財産制を「神聖視」していた）アダムズはどう考えていたのか（あるいは考えてなかったのか）。

⑤観念的文脈：（時間があれば）アダムズの秩序観について。第一章で「ニュートン主義」を強調しているが、カルヴァン主義の消極主義を〈ニュートン（自然の秩序）・ロック（人間本性）・モンテスキュー（社会秩序）〉の合理主義が解毒し、制度論への積極的な態度へと結実したという程度の話ととっていいのか、それともかなり特殊な秩序観をアダムズが抱いていたというところまで考えるべきなのか。（印象としては前者であるが……。）あと、連邦や州の秩序をどのように見ていたのか（たとえば社会有機体説のようなものは、建国期のアメリカの政治秩序論の中にあっただのか等々）。

以上。